

令和8年第1回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和8年1月29日(木) 10時53分～11時12分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 桑原昭佳

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、教育総務課長補佐(大久保恵子)、
学校教育課長(吉村浩一)、学校教育課長補佐(川波麻理、平田隆輔、栗原美紀)、
教育施設課長(斎藤浩)、生涯学習課長(松村浩史)、生涯学習課長補佐(石川律子)、
文化課長(瀬尾善忠)、文化課文化財保護推進室長(樋口嘉彦)

書記

教育総務課総務係長(瓜生知世理)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第1号 臨時代理の承認(令和7年度教育に係る補正予算要求)

議案第2号 その他の教育施設の設置について

議案第3号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例

(2) 報告事項

報告第1号 令和7年第5回飯塚市議会定例会の結果について

(3) 協議事項

① 教育行政について

◆令和8年第1回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和8年1月29日(木) 10時53分～11時12分)

○上田委員

年が明けて初めての会議となりますが、よろしくお願ひいたします。

ただいまより令和8年第1回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第1号 臨時代理の承認 (令和7年度教育に係る補正予算要求)

《説明：教育施設課長(斎藤浩)》

議案第1号「臨時代理の承認 (令和7年度教育に係る補正予算要求)」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由につきましては、令和7年度一般会計補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第6号の規定により、市議会に提出される議案については、教育委員会会議の議決を経なければならないが、会議を開催するいとまがなかったため、同法第25条第1項及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり教育長をして臨時に代理したため、同規則第4条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

2ページに補正予算概要書を提出しております。教育に係る歳出予算の全体的な金額を、議案書2ページ右上の表に記載しております。一般会計で、6,850万円の増額補正を行い、その結果、補正後の額が65億8,087万7千円となっております。

では、教育施設課の予算について説明いたします。まず、歳出予算でございますが、教育費小学校費の椋本小学校大規模改造事業費につきまして、洋式トイレの改修予算として6,850万円を補正額として新たに計上しています。

椋本小学校校舎棟のトイレ洋式化改修工事につきましては、令和7年度からの継続事業となっており、今年度は1期工事にて南側の1階・2階トイレの洋式化改修が完了しています。

今回の補正につきましては、2期目の工事となっております。内容といたしましては、椋本小学校校舎棟北側の1階・2階・3階トイレの洋式改修工事について、国の経済対策である令和7年度補正予算を活用し、令和8年度事業を令和7年度補正予算にて前倒しし、事業を実施するものです。

また、歳入予算につきましては、本事業に係る財源として、国庫支出金学校施設環境改善交付金を1,358万3千円、市債 学校教育施設等整備事業債を5,490万円増額補正するものでございます。

また、国の令和7年度補正予算を活用し、令和8年度に全額事業費を繰越し、事業を実施するため繰越明許費を新たに設定するものでございます。

以上、簡単ですが教育施設課の説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第2号 その他の教育施設の設置について

■議案第3号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例

《説明：学校教育課長(吉村浩一)》

議案第2号「その他の教育施設の設置について」及び議案第3号「飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」について、一括して説明いたします。

議案書3ページ、議案第2号をお願いいたします。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づきまして、新たにその他の教育施設を設置するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第 2 条第 3 号の規定により本案を提出したものです。

新たに設置する、その他の教育施設は、名称は「飯塚市第 2 教育支援センター」、位置は「飯塚市吉原町 6 番 1 号」となっております。設置目的は、「不登校状態又は不登校傾向にある児童・生徒の学校生活及び社会的自立のための支援を行うため。」としております。

名称につきましては、平成 28 年 9 月の文科省通知において、「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」が示されて以降、不登校児童生徒に対する支援は、学校復帰を目指す従来の適応指導から、社会的自立を目指すことに移行しております。学校への復帰や学校生活への順応を主たる目的とした適応指導のみではなく、個々の意思決定や社会的自立のための支援に取り組む教育施設であることを明確にするため、名称を「教育支援センター」としております。

次に、設置に至る経緯、及び理由について概要を説明いたします。

第 2 教育支援センターの住所は、あいタウンのこととなります。現在、あいタウン 2 階にある「市民交流プラザ」がイイヅカコミュニティセンターに移転するため、その跡地について飯塚市こども政策課が主体となり、青少年の支援機能団体を集約した「こども・若者プラザいづか」を設置することとなりました。

この施設には、飯塚少年相談センター、若者就職支援センター、ヤングケアラー支援職員が入ることになっており、子ども、青少年、その保護者の相談体制を充実させることになっております。

令和 6 年 6 月に、こども政策課より、この施設内に適応指導教室が設置の打診があり、その後、学校教育課内部及び関係課を含めて協議を重ねてまいりました。近年、本市におきましても不登校児童生徒数が増加傾向となっている状況です。現在の適応指導教室のコスモスや市内にある民間の不登校児童生徒支援施設に通所する児童生徒数は不登校児童生徒数に対しては少なく、それ以外の児童生徒や保護者は支援や相談等を受けることができていない状況にあります。

また、現在の適応指導教室であるコスモスは穂波庁舎西館に設置されており、公共交通機関での通所が不便なため、通所者の多くを穂波地区の児童生徒が占めており、他地区の子どもたちの利用が難しい状況となっております。

これらの課題に対応するため、令和 6 年 10 月に「飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定し、支援策の一つとして適応指導教室の機能の充実を挙げ、新たな適応指導教室の設置を検討課題としておりました。

今回、あいタウン内の「こども・若者プラザいづか」内に第 2 教育支援センターを新たに設置することにより、不登校児童生徒及び保護者の支援体制、相談体制の充実が図ることができ、また、交通利便性の確保ができることになると判断したため設置することとしたものです。なお、現行の穂波庁舎西館に設置している適応指導教室(コスモス)は、継続してまいります。

引き続き、議案第 3 号について説明いたします。議案書 4 ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第 4 条第 1 項別表第 2 項第 10 号の規定により、本案を提出するものです。

議案書 5 ページの別紙をお願いいたします。この別紙は市議会に提出する議案の鑑文書となります。提案理由は、飯塚市適応指導教室の名称を「飯塚市教育支援センター」に改めるとともに、飯塚市第 2 教育支援センターを新たに設置するものとしております。

次に、議案書 6 ページの別紙、新旧対照表をお願いいたします。今回改正条例の主な内容といたしましては、改正議案第 1 条において、まず、「飯塚市適応指導教室条例」の名称を「飯塚市教育支援センター条例」に改めます。これは、先ほど議案第 2 号で説明いたしましたように、学校への復帰や学校生活への順応を主たる目的とした適応指導のみではなく、個々の意思決定や社会的自立のための支援に取り組む教育施設であることを明確にするために名称を改正するものです。

あわせて、現行条文の第 1 条、上から 3 行目の「自立を促し、もって」の文言を削除し、あわせて、「登校拒否、又は不登校の児童生徒」の文言を、「不登校状態又は不登校傾向にある児童生徒」に改めます。また、「社会生活への適応指導」の文言を、「社会的自立のための支援」に改めます。

次に、条例第 2 条において、議案第 2 号で提出しております「第 2 教育支援センター」の新規設置を規定しております。

また、現行条例第 3 条第 1 号の「不登校児及び不登校傾向児」の文言を「不登校児童生徒」に改めます。あわせて、実施する事業のうち「適応指導」の文言を「社会的自立のための支援」に改めます。最後に附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号「その他の教育施設の設置について」及び議案第 3 号「飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第 1 号 令和 7 年第 5 回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(山田哲史)》

報告第 1 号「令和 7 年第 5 回飯塚市議会定例会の結果について」ご報告いたします。

議案書の 8 ページをお願いいたします。令和 7 年第 5 回飯塚市議会定例会が、令和 7 年 12 月 3 日から令和 7 年 12 月 18 日までの 15 日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の報告を次のページに掲載しております。

9 ページをお願いいたします。1 の議案につきまして、議案第 110 号「令和 7 年度飯塚市一般会計補正予算(第 4 号)」、議案第 130 号「飯塚市教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について提案し、いずれも原案どおり可決されています。

続きまして、一般質問事項につきましては、9 ページから 10 ページにかけて 2 の一般質問事項に記載のとおり、5 名の議員からそれぞれご質問がございました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年第 1 回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和 8 年 2 月 17 日(火) 11:00 からです。